

社会福祉法人 千葉市社会福祉協議会 千葉市桜木園  
自動車賃貸借（リース）契約 仕様書

1 件名

自動車賃貸借（リース）契約 ※軽自動車

2 目的

社会福祉法人千葉市社会福祉協議会千葉市桜木園（以下「施設」という。）の公用車の更新を図るため、新たにリース契約を締結することを目的とする。

3 契約期間

令和6年12月1日から令和11年11月30日まで（60か月）

4 納車期限

令和6年12月1日

上記期限に間に合わない場合は、双方協議のうえ代車にて対応するものとする。

5 納車場所

千葉市若葉区桜木8丁目31番15号

社会福祉法人 千葉市社会福祉協議会 千葉市桜木園

6 リース物件

本調達は、公用車の納入、導入作業及び保守を調達範囲とする。詳細は別紙「自動車賃貸借（リース）仕様書」のとおり。

なお、本仕様書は主要事項であり、明示的な記載のない事項についても必要な事項は、「自動車賃貸借（リース）仕様書」に含まれるものとする。

7 納入

リース物件は、受注者の負担により指定した数量を納入すること。

また、納車について事前に日時等を施設と打ち合わせのうえ決定すること。

施設に重大な損失を与えた場合は、施設と協議のうえ原状回復を行うこと。

その他、設定作業に必要な詳細情報については、契約締結後、施設から受注者に提示するものとする。

## 8 保守体制

受注者は障害発生時の原因究明と対策実施を含む対応、技術支援、各種報告などの保守作業を実施すること。詳細は「自動車賃貸借（リース）仕様書」のとおり。

## 9 機密保持

(1) 受注者は、本調達において、施設が提供する資料及び情報等については、外部に漏洩しないよう厳格に管理すること。

また、提供された資料及び情報は、作業完了後、施設に返却すること。

(2) 受注者は、受注業務の実施の過程で施設が開示した情報(公知の情報を除く。以下同じ。)及び作成した情報を、本受注業務の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。

(3) 応札希望者についても上記(2)に準ずること。

## 10 その他

(1) 支払条件 双方協議の上、請求書を受領し支払うものとする。

(2) 業者選定方法 一般競争入札